

令和6年度第2回  
東京都ギャンブル等依存症  
対策推進委員会

令和6年11月7日（木）

東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課

午前10時00分 開会

○事務局 それではお待ちしております。定刻になりましたので、これから令和6年度第2回東京都ギャンブル等依存症対策推進委員会を開催いたします。

委員の皆様にはご多忙の中、本会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。東京都福祉局精神保健医療課でございます。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、オンラインと対面の併用での開催とさせていただきます。

本会議は、公開となっておりますので、議事の内容については記録作成後、公表される予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。本日の資料につきましては、オンラインでご参加の皆様には事前に配付させていただきます。

資料は、次第のほか、資料1から資料5まで、参考資料1から6までとなっております。ご確認いただきまして、不足等ございましたらお知らせください。事務局宛にメールでご連絡をいただければ、対応させていただきますと思います。

なお、議題2の東京都立（総合）精神保健福祉センターにおける相談の実施状況については、パワーポイントを投影してご説明いたしますが、これらのデータは個別の相談内容も含むものであるため、配付は差し控えさせていただきます。また、画面の撮影もご遠慮ください。

続きまして、議事進行に当たりまして、幾つか注意事項をご説明いたします。会場の皆様におかれましては、本日はペーパーレスの観点から、紙資料の配付を省略させていただきます。お手元にお配りしたタブレット端末にデータをダウンロードしておりますので、そちらをご確認いただければと思います。

オンライン参加の委員等については、本日はオンラインとの併用開催となりますので、ご自身の発言時以外は、マイクは常にオフの状態としてください。マイクをオンの状態にしたものにしますと、ご自身の周辺の音がこちらの会場へそのまま聞こえてしまう可能性がございます。

続きまして、委員の出欠状況でございますが、本日、伊波委員及び、平川淳一委員から欠席のご連絡をいただいております。それ以外の委員については、皆様からご出席のご連絡を頂戴しているところでございます。

本日の議事ですが、お手元の次第に従いまして、おおむね12時までを予定しております。第1回委員会において、真田委員長から井上委員を副委員長にご推薦いただきましたが、事務局から確認して了解をいただいておりますので、井上委員には副委員長にご就任いただきます。

就任に当たりまして、井上副委員長からご挨拶をいただきたいと思います。井上副委員長、よろしくお願いいたします。

○井上副委員長 ようこそ、精神保健福祉センターの井上でございます。

○井上副委員長 ただいま、副委員長を拝命した井上でございます。精神保健福祉センターという、全国に69か所ありますが、現在ほぼ全ての全国の精神保健福祉センターが相談拠点というふうに位置づけられておりまして、東京都内にあります中部総合センター、それと都立センター、それと私ども多摩総合センターも同様、相談拠点というような形で、事業を請け負わせていただいているというような立場の事業所でございます。

なかんずく薬物とかアルコールとか、今回のギャンブルなどの行動嗜癖に関する相談につきましては、特定相談という名の下に、当事者の支援、それと家族の支援を中心に、事業を展開しているような事業所でございます。

ということで、このたびはどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、議事に移りたいと思います。以降の進行は、真田委員長にお願いいたします。

○真田委員長 それでは、皆さん、おはようございます。委員長の真田でございます。今、お話があったとおり、議題のほうを進めていきたいと思います。

議題1ですが、「実態調査の結果について」になります。

はじめに事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 事務局から説明させていただきます。まず、資料1についてご説明いたします。

ギャンブル等依存症対策基本法第23条は、政府は3年ごとにギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用、その他適切な方法により、公表しなければならないと規定しております。

これに基づきまして、令和6年8月30日に、厚生労働省は、令和5年度「ギャンブル障害及びギャンブル関連問題実態調査」の報告書、速報版を公表し、報告書本体を10月28日に公表している状況でございます。今回、参考資料6として添付しているものが、公表されている報告書の概要版となります。

参加されている委員の方々に対しては、本日付でメールを差し上げておりますが、その中で報告書本体のリンクもお送りしておりますので、後日、ご覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

本会議におきましては、事務局がこの内容を要約した資料を使用してご説明したいと思います。

まず、1ページ目についてご説明いたします。こちらでは実態調査がどのように実施されたのかをご説明いたします。本調査においては、「国民の娯楽と健康に関するアンケート（調査A）」、「依存の問題で相談機関を利用された方へのアンケート（調査B）」で、構成されております。

調査Aでは、一般住民における「ギャンブル経験」や「ギャンブル行動」の実態、及び「ギャンブル等依存症を疑われる者の割合の推計」を明らかにすることを目的として、全国住民調査を実施しております。

今回の調査では、ギャンブル等依存が疑われる者の推計を行うため、PGSIというスクリーニングテストを実施しております。下に注釈を記載しておりますが、一般住民を対象とした疫学調査で使用するために開発されたテストで、海外の多くのギャンブル問題に関する調査で使用されておりました、過去12か月間のギャンブルの頻度などを質問するものです。

9項目の質問について、「全くない0点」「ときどき1点」「大抵の場合2点」「ほとんどいつも3点」のような4段階に区分して、それぞれの点数を合計して判定します。0点であれば問題なし、1から2点は低リスク、3から7点は中リスク、8から27点は問題があるといった簡易判定が行われております。

質問内容としては、「どのぐらいの頻度で失っても本当に大丈夫な金額以上のお金をかけましたか」とあるとか、「どのぐらいの頻度で同じだけの興奮を得るため、それまでより多くの金額をギャンブル等に費やさなければなりませんでしたが」などの質問がございます。

続きまして、調査Bについてですが、これは公的な相談機関の利用者を対象に、ギャンブル等依存の問題を抱えている当事者とそのご家族の特徴やギャンブル関連問題の実態を把握することを目的としまして、当事者票と家族票の2種類の自記式アンケート調査を実施したものでございます。

続きまして、2枚目の資料に移っていただきまして、こちらが調査Aに関するものでございます。過去1年におけるギャンブル等依存が疑われるもの、ということで、PGSIの簡易判定だと8点以上の方の割合とそのギャンブル行動についてですが、令和5年度に行われた今回の調査では、全体の1.7%の割合で疑いがあるものとされています。

令和2年度に実施した前回調査が1.6%であったので、おおむね横ばいと言えます。また、世代としては、40代、30代の順に多く、ギャンブルの種類ではパチンコが最も多くなっております。

次に、インターネットを使ったギャンブルの状況ですが、過半数以上の方がインターネットを利用して購入を行っているとなっております。

続きまして、コロナ拡大前とのインターネットを利用したギャンブルの行動の変化ですが、PGSI 8点以上の方で見た場合、20%弱の方がコロナを経て、インターネットを利用したギャンブルが増えているとしており、行動変容が見てとれます。

3枚目及び4枚目は、調査Bに関するものになります。ギャンブル問題に気がついたら初めて病院や相談機関を利用するまでの期間です。当事者は平均2.9年、その家族が3.5年となっております。

また、相談機関につながったきっかけについて、当事者では「家族に勧められた」、家族については「自分からホームページなどで探した」が過半数を超えており、情報へアクセスしやすい環境整備が重要と考えております。

このほかの当事者回答を見ていただくと、多くの方が借金の経験をもち、また家族回答では多くの方が借金の立替経験があることが分かります。

なお、ここで併せて国の動向についてご説明させていただきますと、国では、「ギャンブル等依存症対策推進関係者会議」を開催しております。こちらのほうで、国の基本計画策定の議論を進めております。第13回会議が9月18日に開催され、続く第14回会議が10月24日に、それぞれ開催したものと伺っております。

そして、今後、さらに会議を開催し、これらの議論を基に、3月を目途に計画が策定されることとなっております。

説明は以上でございます。

○真田委員長 ありがとうございます。ご参加の皆様から本議題に関して、何かご質問等あれば、お願いいたします。何かありますでしょうか。

(なし)

○真田委員長 よろしいでしょうかね。

なければ、次の議題に移りたいと思います。議題2は、「東京都立（総合）精神保健福祉センターにおける相談の実施状況について」になります。

○事務局 議題2の「東京都立（総合）精神保健福祉センターにおける相談実施状況について」は、配付資料なしで画面投影のみで説明させていただきます。繰り返しのなりますが、画面の撮影などもお控えいただくようお願いいたします。

個人情報に配慮しまして、個人が識別されることのないよう加工しておりますが、念のため口頭による紹介を中心とさせていただきます。

都内には、3か所の精神保健福祉センターがございます。依存症だけではなく、一般相談を含めると、令和5年度の相談総数は、2万8,000件超となっております。また、第1回委員会でお示ししている資料1ですけれども、ギャンブル等に係る都内の状況についてということで、精神保健福祉センターにおける相談状況、ギャンブルの延べ人数として、令和4年度は約1,300件超の相談があった旨ご報告しております。センターでは、各種依存症の相談支援などを行っておりますが、このうち特定相談につきまして、中部総合精神保健福祉センターの令和5年度における新規面接の実績をご紹介します。

特定相談としては、アルコール関連、ギャンブル等、薬物関連相談、思春期・青年期相談といったものがございまして、これらについて個別相談などを実施しております。相談者総数は57人分になりまして、うちご本人からご相談をいただいているのが32件、ご両親から20件、そのほか配偶者などからご相談をいただいております。

問題となっているギャンブル等の種別が多かったのが、競馬・競輪・競艇などの公営競技となっており、これが25件となっております。次にパチンコは15件、そしてFX、オンラインカジノという順となっております。

次に、対象者の性別年代についてですが、ご相談いただいている対象者は男性のみで

ございました。平均年齢としては約34歳となっており、悩みを抱えている若者やそのご家族が相当数いらっしゃる事が分かります。

続いて、ほかのセンターも含めて具体的な相談事例を3つほどご紹介させていただきます。まず1例目ですけれども、30代男性が対象者で、ご家族から相談をいただきました。概要としては、返済の督促があり息子を問い詰めたところ、ヤミ金などから借金をして、返済が困難になっていることが判明。両親が警察に相談に行ったところ、自殺などの危険性を指摘されたため、不安になりセンターに相談したという流れでございました。

友人からオンラインで競馬ができることを教えてもらったことなどをきっかけにして、競馬や競輪をするようになったそうです。ヤミ金以外の借金については、自分の問題として意識してもらうため、ご本人が多重債務などに対応する民間団体に行くように促し、また、ご家族自身が依存症を疾患として理解し、ご本人との関わり方を正しく知ってもらうため、家族講座を受けてもらう。また、本人には、回復プログラムへの参加を提案することなどの対応を取っております。

次に、2例目でございますが、対象者は20代男性で、ご本人から相談があった事例でございます。

概要としては、コロナ禍にスマホで動画視聴やゲームを楽しんでいるうちに、いわゆるオンラインカジノが目にとまり、最初は興味本位で始めたが、のめり込んでしまい、借金をするに至り、その請求書から両親に発覚して、センターに相談に行くように勧められたものです。

面談の結果、ご本人の都合で週末しか参加できないため、対応している自助グループや医療機関等を紹介しまして、プログラムを受けるように提案しております。また、債務整理の問題につきましては、相談先として1例目でも出ました民間団体をご案内しております。

続きまして、3例目でございますが、こちらも対象者が20代男性で、親御さんからご相談を受けたものです。

概要としては、競馬・競輪をするようになり、度重なる借金で夫婦の問題に発展し、本人はメンタル不調を来すようになったため、心配した親御さんが相談してきたものです。

これに対しては、家族の接し方や金銭問題の対応を学ぶため、センターの家族教室の参加を提案しております。先ほども特定相談の平均年齢が約34歳とご説明しましたが、ただいまご説明した3件の相談事例を見ても、20代、30代の若者で、ギャンブル等依存症に関するお悩みが出てきております。

また、コロナ禍以降、インターネットを利用して公営競技などギャンブルを行う例が出ております。

このように、若者やインターネットを一つのキーワードとして、これらに配慮した計

画策定や取組の実施が必要であると認識しております。

説明は、以上になります。

○真田委員長 ありがとうございます。それでは、本議題に関して、何か、ご質問はいかがでしょうか。

○橋本幹事 事務局から補足よろしいですか。

今、最初の議題につきましては、国の調査ですけれども、これはデータとしては、1万8,000人全国を対象にして、50%ぐらいの回収率で9,000人ぐらいのデータだということです。

結果的には、コロナ前と今回と、最終的な何というのですか、PGSIの割合、これは1.6改定なのですが、それは変わっていないというふうに、データとしては出ています。

それから、2点目は、相談をいろいろ受けている中で、特に面談でしたり、あるいはプログラムの参加でしたりとか、特定相談を行っていますけれども、具体的に相談に入った数ということで、あまり多くはない事例ですけれども、報告させていただいております。このデータですとか、あるいは相談の事例の中で、例えば、井上委員、田中委員、田所委員ですとか、ふだん相談を実際に受けておられる皆様、肌感覚と言いますか、資料1も含めて何かコメントをいただければ。計画の中で、形にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○真田委員長 ありがとうございます。現場で実際に対応されている方はいかがでしょう。

○田中委員 すみません。最後のほうはちょっとご質問の内容がちょっと聞き取れなかったんですけれども、今のデータを見て、どういう所感を述べればよいというところですかね。

○橋本幹事 提示させていただいた国の実態調査のデータです。これが3年前の調査と今回の調査で、ハイリスクの方の割合というのはそれほど変わっていないといったデータ、結果としては出ているという点が一つです。

それから2点目は、中部の相談事例について、実際に相談を受けたものの中で、具体的に、特に若者ですとか、インターネットというキーワードがどうやら出てきているというところまでは、私たちも読み取れていますけれども、これが実際、相談を受けておられる皆様のふだんの受け止めとか肌感覚と合っているものかどうかみたいなことも含めて、所感で結構ですけれども、ご意見いただければと思っております。

○田中委員 国のデータ調査に関しては、3年前と今があまり変わらないというところは、そうなのかなというところと、データの方法、取り方によって、こういった結果というのは大きく変わってくるので、これだけでいろんなことを判断できるとは思わないんですけれども、一つの目安にはなるかなとは思っています。

ただ、内容については、何か調査項目について、もうちょっと詳しく、すぐリターン率ぐらいしか出ていないので、もうちょっとその内容について突っ込んで聞いてほし

いなというふうに思っています。例えば、すごく私たちの感覚では、ヤミ金に借りているとか、犯罪が増えているという感じがすごくあるので、結構そこら辺がざくっとしているかなみたいなところを、もう少しここは丁寧に聞いてほしいなというところがあります。

中部の相談結果なんですけれども、それを拝見すると、何か、いつもここでも議題になっているんですけど、センターの中だけで解決するというような提案がされていて、あんまり私たち民間団体との連携みたいなことが、全然ないんだなというふうに思いました。それでは絶対にプログラムが足りないというふうに思うので、やっぱり私たちがなんかは、週に2回も、3回も、GAとかに通ったりということがあるので、その辺はやっぱり連携ということを考えていただければなというふうに思いました。

○真田委員長 ありがとうございます。ほかの委員の皆さん、ご意見があれば、お伺いしたいです。

○真田委員長 井上先生、よろしくお願ひいたします。

○井上副委員長 特に最初の調査に関しては、田中委員と同じで、そんなものかなということで、ちょっと掘り下げた内容を酌み取りにくいというところであるかと思うんですが、コロナ禍の中で、やっぱりインターネットによる投票券の購入というようなものが、非常に伸長しているということは、従来のこちらの会議でも話題になっていたかと思うんですが、昔は競輪場が近くにあるだとか、競馬場が近くにあるところとそうでないところというところの違いが、もう平準化されちゃっているなという印象はあります。主観的には、その分パチンコに依存してしまうような方が、相対的に低くなっているなという経緯が見てとれるような印象を持って、データを眺めさせていただいております。

あと、症例も事例も、3例挙げてもらっていたと思うんですが、ギャンブル依存の方というのは、どういうわけか当事者の相談がつながるといのが多くて、大体従来、依存症の方というのは、当事者よりもご家族とか関係者の相談を発端として、相談が始まるという傾向があるのに対して、ギャンブル依存の方はご本人自ら問題意識を感じられ、あるいは家族からの説得も介在してというような前提があるかもしれませんが、とにかくご本人の登場が早いというところが、どうも印象としてあるし、私どもの事業概要のデータの中にも、その辺のところ、例えば、アルコール依存症と比べて圧倒的に本人の来所が早い、印象を持ちました。

ほかの機関との連携というところについては、私ども、まだ不十分なところはあるかと思うんですが、当事者のグループの方のご協力を得たり、依存症の専門機関のドクターのスーパーバイズを受けながら、あるいは弁護士さんだとか、司法書士の方の助力を得ながら、事業を回しているということでありまして、閉じていると言えそうい部分もあるかと思うんですが、こちらのほうに事業協力してもらおう中で、機関につながるというようなケースも少なからずあるんじゃないのかなということ、ちょっとお伝え

しておきたいと思います。

私のほうからは、以上でございます。

○真田委員長 ありがとうございます。ほかは、どうぞ。

○田所委員 全国ギャンブル依存症家族の会、田所でございます。3年前と今回の国の調べていただいた件ですと、私は、相談電話を日々受けているんですけど、私がつながった当時、もう18年前ですけど、全然違っていきまして、やっぱりヤミ金とか、ヤミカジノとか、オンラインカジノというのがすごく多くて、本当に日々心を痛めています。

やっぱりそういうことに関わりますと、今テレビでも何か、ニュースになっていますけど、ヤミ金から闇バイトということになりまして、犯罪につながりまして、回復につながっても通帳が作れないとか、社会復帰ができない。社会復帰した場合、通帳ができないというのは、社会で働いている場合、通帳で銀行の振込ができないというのは、何かすごく大きな困ったことだなというふうに思っていて、もちろん犯罪にまで至った方のカバーも必要ですし、その犯罪までに行かないまでも、私たち、日々どうしたらいいかなというふうに思っていますのは、一番大きいのはやっぱり、家族が病気の理解ができないために、ヤミ金にずっとお金を払い続けていまして、消費者金融なんか借りて、それを家族が払って、最近はどうすごい、金額も1,000万円以上の方がすごく多くなりまして、本当に家族全体が生活に困るということが、すごく日々私、感じています。

それと、やっぱりセンター、全国にセンターが何か所あるとおっしゃいました。すみません。

○井上副委員長 69か所です。

○田所委員 69か所とおっしゃいましたけど、私たちの家族の会は41都道府県にありまして、やっぱりそういう全国の方と関わっていますけども、センターとか病院ですと、予約がなかなか取れないということで、家族の会ですと、今、オンラインで、LINEグループを使いまして、日々全国の方たちと借金問題とか、ヤミカジノとか、犯罪で刑務所に行くとか、そういうことも日々カバーしていますので。弁護士の先生との連携とか、センターとの連携とか、警察ですよね、本当に具体的な連携をどういうふうにしたらいいか分からないんですけども、連携をお願いしたいということですね。

以上です。ありがとうございます。

○真田委員長 ありがとうございます。どうぞ。

○橋本幹事 よろしいですか。すみません。田所委員にちょっと伺いたかったんですけども、これ国のデータの調査結果を見ますと、借金の立替経験ありというご家族が7割を超えているということと、一方で問題に気づいてから病院とか相談機関を利用するまでの期間が3年半かかってくるという結果が出て、この辺はどういうふうに受け止めたらよろしいでしょうか。

○田所委員 やっぱり借金が見つかったら、とにかく家族に資金、退職金が入ったとか、

そういう時期でしたらもう、家の中に財産がありますので、それを安易に返してしまうというのがすごく多いです。やっぱり退職金全部使ってしまったって、どうしようといわれる方とかは、もうヤミ金とか、闇バイトというニュースでいろんな怖いことを聞きますと、もうそれを払わないと、親の側がもう心配で、不安で不安でたまらないということから、安易に返してしまうということがありました。不安をあおられて、思わずお金を返してしまうということがありますので、本当に啓発がとっても大切だと思います。

啓発というのは、やっぱり借金を借りたら、家族は返す必要がない。本人の問題なので、本人が返していくという具体的なカバーは私たち日々していますので、そうすると、具体的に手紙が来ますので、ヤミ金からは電話できますし、消費者金融や銀行からでしたら、はがきが届きますので、具体的にどういうふうにしたらいいかと言ったら、はがきに本人不在につきというふうに書いて、ポストに入れてねというふうに。今日来たんだったら見せてというふうに言って、具体的に日々案内しています。やっぱり本当に不安だし、誰にも言えないということがありますので、きめ細やかな対応は、家族の会ならではと思っています。

- 橋本幹事 ありがとうございます。この問題に気づいてから、相談機関を利用するまでというのは、3.5年というのは、委員のところには相談に来る人もしばらくたってから来るケースが多いですか。
- 田所委員 はい。預貯金が底をつきそうになってやっと相談に見えるということがあります。本当に1回返したらまた、その資金を基にギャンブルをするというのを何となくみんな分かっています。分かったんだけど払ってしまったという。本当に、ただただ、借金が怖いというか、借り続けることの不安で、そういうことをされるので、そうじゃないということ、相談来た方はもう相談に来ているんですから、伝えられますけども、その3年半の間にどういうカバーができるかなということは、本当に、病院とか、国とか、東京都なんかの方のお仕事として、具体的にポスターを張るとか、何かインターネットやX（旧ツイッター）とかで発信していただくとか、そんなのがあるとまた違いますかね。
- 橋本幹事 ありがとうございます。問題に気づいてもどこに相談していいか分かんないみたいな、期間が比較的長くある。そうする可能性が高いということなんですよ。
- 田所委員 相談する勇気がないということもありますね。病院とか、公の機関でそういうことを相談するというのが、地方ですと特にそれを感じますけども、やっぱり公のところへ行くことも怖い、身元が明かされて不安になるということもあると思います。
- 橋本幹事 ありがとうございます。
- 真田委員長 ありがとうございます。ほか、ご意見ありますか。大丈夫ですか。  
田中委員、よろしくお願いします。
- 田中委員 今の田所委員の補足なんですけれども、要は、ギャンブル依存症というイメージが誤解と偏見にこのように満ちているので、すごくだらしのない仕事もしていない

ような遊び人みたいなイメージがものすごくあるんです。でもギャンブル依存症の人というのは、普通に仕事をしているし、普通にいいお父さんだったりする人が多いんですね。だから、これがギャンブル依存症なんだということが分からないんですよ、普通の人たち。

ギャンブル依存症の相談に行くというふうに思いつかなかったという人たちが、ものすごく多いんです。話せば分かると思ったし、もうやらないというふうに思ったから、今回だけ尻拭いみたいなことで、3回ぐらい繰り返して、やっとこれはおかしいというふうに気がついて、その間に時間とお金を使ってしまうというのが現実かなと。

なので、やっぱりギャンブル依存症の啓発が足りていないんだと思います。

○真田委員長 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題3になります。「東京都ギャンブル等依存症対策推進計画の改定について」ということになります。

項目が、「各事業の実施状況について」「第1回推進委員会における主な意見」「次期東京都ギャンブル等依存症対策推進計画（骨子案）」「次期東京都ギャンブル等依存症対策推進計画における主な取組（概要）」の4つに分かれております。事務局から説明をしてもらった上で、質疑応答、意見交換等を行いたいと思います。

それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局 議題3の「東京都ギャンブル等依存症対策推進計画の改定について」、これから意見交換をさせていただくところですが、先立ちまして、資料2から資料5の説明をさせていただきます。

まず資料2「東京都ギャンブル等依存症対策推進計画実施状況一覧（東京都・関係機関・事業者）」についてですが、東京都ギャンブル等依存症対策推進委員会においては、東京都ギャンブル等依存症対策推進計画の進行管理、関係団体等における取組状況の共有、意見交換等を行うことを目的としまして設置しております。

現行計画が令和4年度に策定されておまして、今回は、令和4年度及び令和5年度における関係事業の取組状況を進行管理、情報共有することを目的として、本資料を作成してございます。

表の左から2番目に「項目」を設定しておりますが、こちらについては現行計画の区分に従いまして、「予防教育・普及啓発」「相談・治療・回復支援」「依存症対策の基盤整備」「関係事業者の取組」「多重債務問題等への取組」、この5つの区分に分けた上で、各事業の令和4年度、令和5年度の実績と、令和6年度以降の取組について整理したものでございます。

これらの区分につきましては、都の各局の関連事業のほか、公営競技を行う事業者の取組も掲載しております。全部をご紹介する時間がございませんので、福祉局の事業を中心に、幾つか取組をご紹介させていただきたいと思います。

その上で、本日ご出席していただいている委員や幹事から補足などございましたら、お願いしたいと思っております。

まず、一番左の「No」というところに番号が書いてありますけれども、この3番についてですが、「予防教育・普及啓発」としまして、「依存症対策の推進（普及啓発・情報提供等）」を実施しております。令和5年度は東京都依存症対策普及啓発フォーラムを開催し、多くの方にご参加いただいております。こちらは、依存症に関する直近のトピックなどに沿って、より多くの方にご関心を持っていただけますよう、講演やトークセッションなどを行っております。令和6年度は、11月26日に実施が予定されており、直接的にギャンブル等をテーマにするものではございませんが、「若者の依存症とその背景」というタイトルで、薬物依存症を中心に、若者の生きづらさに焦点を当てた内容となっております。

このほか、リーフレットなどを作成し、それを活用した普及啓発などを実施しております。

次に、9番ですけれども、「相談・資料・回復支援」としまして、「依存症に関する相談支援等」を実施しております。平成31年に都立総合精神保健福祉センターを、依存症相談拠点と位置づけまして、依存症対策の取組を推進しております。こちらで掲載しているセンターの相談件数は、ギャンブル等に限らず、アルコールなど依存症関連を含んでおります。

このほか、区市町村職員など相談支援に従事する職員を対象とした研修を実施しております。対応力の向上を図っております。

また、区市町村や医療機関をはじめとする関係機関との情報共有を行い、関係機関相互の連携を強化するため、連携会議を開催しております。

続きまして、10番ですけれども、こちらでは「相談・治療・回復支援」としまして、「依存症対策の推進（治療・回復支援等）」と記載しておりますが、こちらではセンターで実施している専門プログラムについて触れております。

次に、11番では、「依存症対策の推進（専門医療機関等の選定）」としまして、依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関の選定を行っております。そして、今年度、治療拠点では、医療従事者向け研修、医療機関向け連携会議、受診後の患者支援事業が実施予定となっております。

このほか、東京都消費生活総合センターにおいては、多重債務を含む相談を実施しております。また、生活再生の意欲があるにもかかわらず、多重債務で生活困難な状況にある方々に対して、相談体制を整備するとともに、必要に応じて資金を貸し付けるため、東京都生活再生相談窓口（多重債務者生活再生事業）が設けられております。

41番では、違法に行われるギャンブル等の取締りやオンラインカジノに関する広報啓発などについて記載してございます。

また、保護観察所においては、犯罪非行の要因や背景に、ギャンブルへの依存などが

認められる保護観察者等に対して、その特性を踏まえて、ギャンブルへの嗜癖を改善するために、必要な指導助言等を行っております。

公営競技やパチンコといった「関係事業者の取組」についても記載しております。それぞれ依存症に配慮した広告を行ったり、入場制限・アクセス制限などの取組が行われております。

資料2について、説明は以上になります。

- 真田委員長 ありがとうございます。今の点について、ご意見や実際に対応されている方で、お話をいただければと思うんですが、今の点に関して、補足等あれば、ご意見を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。
- 橋本幹事 今、ご報告させていただいたのは、私どもの福祉局の取組を中心とした部分でございます。この会議は、公営競技の皆様、関係事業者ですとか、あるいは、関係局でも、教育庁、警視庁、生活文化スポーツ局さんということで、幾つか、それぞれ啓発とかの取組をしているところの皆さんにご参加いただいておりますので、実際の計画、私たちが作る計画も福祉局の取組が中心になるんですけども、当然、関係の皆様と連携なくしてこれは成り立ちませんので、令和4年度及び5年度、今年度の取組、それから、今後の展望の傾向なんですけども、ご発言ある方はぜひ、お言葉をいただければと思っております。よろしく願いいたします。
- 真田委員長 田中委員、よろしく願いいたします。
- 田中委員 今のご報告というのは、毎回、同じことが書かれていると思うんですけど、先生方からもお話があったように、この会議を開くことと、計画案を最も詳しくまとめることに、私たちは集まっているのかなというふうに思うと、非常にばかばかしいと思うんですね。そうではなくて、具体的に一体何をやっていくのかということと、東京都独自の政策というのを出さないと、何というのですか、業者の皆さんがやっている対策みたいなものは、それは別に東京都独自でやっていることでは何でもないですよ。私たちはこの内容についても、すごくいろいろなアクセス制限もたった3か月しか駄目とか、家族からのアクセス制限を拒否されているとか、競馬のほうは、アクセス制限がその一つの口座にしかなくなくて、違う口座で登録したらあっという間に登録できちゃうみたいな、もう抜け穴だらけなんですよ。公営競技のアクセス制限とは。  
言いたいことはいっぱいありますけど、それというのは東京都の会議で話すべきことではないかなというふうに思っているんですね。なので、東京都で具体的にどんな連携をやり、どんな対策をつくっていくかということをごきちんとしていく必要があるんじゃないですか。  
新しくそういう、どういう取組をするのかというようなことを、国でやっていることをただ、東京都で焼き直しているだけに見えるんですよ。オンライン対策、オンラインカジノ対策でこんなことやっています。結局、具体的にやったのは、あれだけですよね。年に1回ぐらいフォーラム開いていますみたいな。そうではなくて、一体予算をつけて

東京都では、どんな啓発をやっていくのかとか、そういったことを前進させていかなければ、これ毎年毎年、国でやっている事業者の皆さんとかやっていることを、ただ映しているだけですよ。

そこに意味があるんでしょうか、こんなにみんなで集まってやっている。私は思います。

○橋本幹事 発言してよろしいですか。田中委員、ありがとうございます。

ここまで前回も今回もそうですけれども、私ども、まずは現状、ご批判いろいろいただいているのは承知していますけれども、まず現状を一旦共有させていただいて、計画の中身も、東京都の中でも、うちの課もそうですけれども、いろんなところでいろんな議論はもちろん並行させていただいています。それから、国もこれ、今年度議論を今しているところですので、まだ前回、今回までは、皆さんの意見をまず聞かせていただいて、それをどういうふうに計画に落とし込んでいくかということ、年度かけて第3回はまた年明けぐらいに予定していますけれども、やっていきたいと思っています。

いずれにせよ、私どもだけでは当然、経験も知識も何分不足しているものですから、田中委員始め、ほかの皆様、特に、直に相談される方に接しておられる方々のご経験も含めていただいた上でないと、適切な政策になっていかないと思っていますので、ちょっと前回今回は、申し訳ありません。我慢していただいて、であればどういう方向性とか、どういう政策を打ち出していけば効果的なものになるのかということのをぜひ、ほかの皆様、事業者の皆様も、それから関係機関の皆様にも積極的なご発言をいただいて、それを私たちがきちんと巻き取りながら、計画の形にしていきたいと切に思いますので、どうぞほかの皆様もご発言をお願いできればと思います。以上です。

○田中委員 私たちから一言、警視庁の小原幹事がお出席いただいているので。もう今、ギャンブル依存症というのは、物すごく犯罪が近くて、このたびのルフィ強盗団の一人もはっきりと、競艇の借金が原因でアルバイトに参加したというふうに裁判で言っていますよね。というような状況で、今、ヤミ金や、闇バイトというのがもう私たちの相談でも物すごく増えて、大問題になっているんです。

それに対して、警察に相談しても、何かヤミ金のことにはほとんど介入してくれなかったりとか、あとは、初期の対応に対して、ギャンブル依存症の問題で、何というのですかね、それほど大きな事件じゃないもの、例えば無銭飲食とか、窃盗とか、万引きとか、置き引きとか、そういうようなものがあつたときに、そのギャンブルが原因でそういうふうになっている人たちに対して、例えば、治療とか、あと家族に対して家族会があるよというようなことを、ぜひ警察からも伝えていただきたいなというふうに思っていることと、ヤミ金なんかの相談をしたときに、もう少し力になってほしいというふうに思っているんですけど、その辺のご意見をぜひ伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○真田委員長 ありがとうございます。小原幹事は出席されていますでしょうか。

○小原幹事 警視庁の保安課の小原と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私どものほうでは、賭博事犯の取締りに加えて、これに付随する今社会問題になっているまさに今回のテーマのギャンブル依存症の対策に関して、警察庁ですとか、様々な関係機関と連携しながら進めているところであります。

ただいまの田中様からご質問がありました、この計画において様々な犯罪に起因しているご相談を受けて、それにどうやって対処していくのかというご質問があったと思うんですけども、警視庁のほうでは、各警察署の生活安全課に相談係という係がございまして、そこでの体制を取って、様々な生活相談を窓口として業務を行っている部署があります。そこで今問題になっている闇バイトをはじめ、ヤミ金の問題ですとか、ギャンブル依存症の問題ですとか、様々な相談を受け付けている中、そこで問題解決するために警察として何をすればいいのかというところを組織で検討する部署があります。

問題解決するためには、当然犯罪に触れる行為であれば、事件担当課に引継ぎを行ったり、相談者の保護が必要であれば、その保護対策を行ったり、また、専門的な見地からアドバイスをする必要がある場合であれば、弁護士の先生ですとか、民間団体の窓口を教示したり、様々な方向で問題を解決するために、取組を行っているという現状がございまして。

- 真田委員長 ありがとうございます。
- 田中委員 実際には警視庁に相談に行っても、ヤミ金のこととか、私たちが相談に行くと、警察の方が、僕らが入るともっとひどいことになりますよとか、何か、そういう感じで追い返されたりすることが多々あるんですけども、そういったことをきちんと研修とか、ヤミ金の相談があったときに、家族の人たちが結構、ほとんど追い返されちゃうという案件なんですよ。私たちのところは。私が何度も一緒に同行しているので、そしてあとは、初期の万引きとか、あとは無銭飲食とかありますよね。そういうような案件で相談に行ったときに、もう親は払わないので、本人を起訴するとか、逮捕するとか、逮捕し起訴してほしいというようなことを言っても、犯罪者にしたくないだろうから、親が払いなさいということで、パトカーで乗りつけて何時間も親に払わせようとしたりというような、もうパワハラ案件とか起きるんですね。そういうことに対して、きちんとギャンブル依存症に対しては、こういうことをこういう対応をしようというような研修とかなさっているのでしょうか。
- 小原幹事 そうですね。事件に関係するような相談を受けた場合には、当然、被害店舗、被害者がいるわけで、その被害者の方々から被害届が出されている状況であれば、当然捜査はしなければいけないというところで、一方で被害届は出さないという状況があった場合には、どういった解決方法があるんだろうかというところで、示談が成立したり、始末書の処分が終わったり、そういった結論になろうかと思うんですけども、我々、警視庁としては、相談者にとって一番いい方法は何かと、また人身を保護するということが最大の目的でもありますので、相談者の人身を保護するためにはどうすればいいのかというところは、組織を挙げて取り組んでいるところという状況であります。

また、警視庁には100の警察署があって、全ての警察署に相談係が設置されています。その相談係の係員がきちんと相談者に接して、適切なアドバイスができるようにということで、警視庁の担当部署のほうで、定期的に相談研修を行っておりますし、間違った教示をしてしまつては大変なことになりますので、そういったことがないように、適切に取組をしているという状況でございます。以上です。

○田中委員 ぜひ警視庁から、こういった民間団体と連携をした、こういう研修の実現みたいなことをやっていただければと私たちは願っています。相談現場の声をぜひ聞いていただきたい。警察でどのような対応をされたかということ、ぜひ聞いていただきたいなと思っていますので、ぜひ東京都のこの会議の中で、警視庁と民間団体、そしてそこで勉強会や事例検討会の実現ということをお私たちとしては要望します。

○真田委員長 田中委員、ありがとうございます。

多分、今、田中委員がおっしゃりたかったのは、各団体でそれぞれ研修等はやられているはずなんですけど、一番のところは田中委員はじめ、現場で対応されている方等の研修というか、そこを含めた相談員への研修というのが多分、一番問題なんじゃないかなというところだと思いますので、そこはちょっと本当に東京都としても、この委員会を通して、考えていければいいのかなというふうに思います。

ありがとうございます。

ほかの団体の皆さんのほうで何か、ご意見あれば、田所委員。

○田所委員 昭和大学烏山病院と家族の会とか、ギャンブル依存症問題を考える会は連携していて、入院患者さんが本当に、本当に生きる人生そのものが変わったという入院患者さんが今、いろんな地方で講演なんかされていてお会いする場面が多いんですけども、昭和大学烏山病院は、私日本一の病院だと思っているんですけど、ぜひ、昭和大学烏山病院の取組を日本中に広めるにはどうしたらいいんでしょうか。本当に、自助グループを認めてくださっているし、その一人一人を大切にしてくださっているし、その入院患者さんを看護師さんのフォローに充てるみたいな、もう一石何鳥にもなっていて、本当にそういう方たちと会うことが私たちの希望にもなりますし、本当に光を見るということを日々感じているんです。

ぜひ、今日、目の前にいらっしゃる先生にお願いしたいんですけど、どういうふうにしたら日本中に昭和大学モデルが広がりますでしょうか。

○真田委員長 ありがとうございます。一番は、先ほどから皆さんおっしゃっていらっしやった啓発というのをどうしていくかというのが一番ですね。我々の病院でやっている取組が、結局、まだまだ全然伝わっていないと。それは別に、このギャンブルとか、アクションにかかわらず、いろんな部分でそういうところはあると思いますので、ちょっとその啓発の仕方というのをやはり、考えないといけないのかなというふうに思います。

ありがとうございます。

森野委員、お願いします。

○森野委員　まだ考えはまとまっていないんですけれども、前回の会議以降にあった体験から少しお話ししたいんですけれども、前回の会議以降に、ある東京都の精神保健センターの相談員の方から、ギャンブル依存症の方のかなり難しい問題を抱えているので、問題点の整理を手伝ってほしいということで呼ばれまして、1時間ほど本人、それから地方にいるお母さんが出てこられて、相談員の方、私の4人で話をしたんですね。ギャンブル依存症から犯罪行為、職場の物品の横領という犯罪行為で、家族は原則的にお金は出さない。刑事罰を受けるんだったら受けて自首をしたほうがいい。本人も処罰されるのは、もう仕方がないと。本人も何とか頑張って、治療につながろうとか、いろいろやっているんですけれども、なかなかうまくいかなくて、オンライン関係のギャンブルをやっていたと。借金の問題も大変ですし、犯罪行為も大変ですし、職場がある個人事業主のところで働いていて、会社員ではないんですね。ですから、会社に対する借金もあったり、いろいろかなり複雑で、単に給料をもらっている人が債務整理をすればいいという事案でもない。いろいろな問題が絡んでいて、法的なテクニカルな問題もいっぱいあって、いろいろ話をしてちょっと気がついたんですけど、やっぱりこれ専門家でも相当難しいというのは、法律的な問題、刑事、民事含めた法律的な問題だけじゃなくて、常に背景にあるギャンブル依存症に頭を置いて、法律的な問題の解決はこうだけれども、ギャンブル依存症の本人にどういう影響を与えるとか、家族にどう影響を与えるか、家族に動いてもらうことが本人のギャンブル依存症を悪い方向に持っていくか、とかいうことも考えながら法律的な問題を整理しないといけないので、こういう意味では、弁護士とか医師の専門家が、ギャンブル依存症の問題について、勉強してもらって、それぞれの現場できちんと対応してもらおうというモデルで今考えておられると思うんですけれども、なかなかそうはいつでもいろんな問題、精神保健に関連した問題でも、アディクションだけではなくて、いろんな問題ありますよね。そういった問題を、現場の警察官の方や、弁護士、司法書士、いろんな法律関係者、あるいは地域の支援者が身につけたとしても、個々の問題のときにぱっと思いついてきちんと対応できるか、あるいは本人がちゃんと相談できるか、というのはなかなか難しい。じゃあ、連携といっても、たらい回しの連携はやっぱりうまくいかないんだろうなというふうに今、ちょっと考えたんですね。

　　どういうことが在り得るかという、啓発とか研修はちゃんとやること等含めて、例えば、相談のときに、例えば、弁護士の法律相談に精神保健福祉センターの相談員の方が付き添うとか、あるいは、医師の受診のときに相談員が付き添うとか、法律問題が絡んで、病的な問題も絡むときには医師と弁護士と一緒に相談に乗るとか、あまりないかもしれませんが、私はたまに、ほかの依存症のこととかでも、ほかの専門職種の人と一緒に相談受けたりすることもあるので、そういう形で、相談の現場で多職種と一緒に相談するとかいう連携の在り方も考えてもいいのかなと。そうすると個々の問題で、啓



す。以上です。

○真田委員長 井上委員ありがとうございます。

それでは、森委員、よろしく願います。

○森委員 時間ない中恐縮です。ちょうど井上委員と同じことを発言しようと思っておりましたもので、私も資料2の1番と2番のところの、都立高校、私立高校での取組状況を拝見していると、恐らくたくさん学校があるので、いろんな取組があつてよい事例もあれば、なかなか困っている事例とかもいろいろあるんだろうなと思うんですけど、なかなかこの資料の中では取組状況が見えてこないなというのは少し感じているところ

です。  
今、おっしゃっていただいたようなところがすごくポイントかなと思っておりまして、一つは教員の方がやっぱりこういった問題について、どれだけよく分かっていて、その上で子供たちに教えることができるかということと、やはり令和4年の都民意識調査でも、まだまだ都民の意識の中で、家族や当事者の方の体験談がすごく有効だということがまだまだ浸透しないところがあるので、やはりこういった高校生向けにもそういった体験談みたいなこと伝えるツール、なかなかたくさん学校があるので難しいにしても、そういった教材をどういうふうの開発していくかということが重要なというふうには思っていたところです。

○真田委員長 ありがとうございます。

それでは、ここで、伊東幹事のほうから、一言お願いしてもよろしいでしょうか。

○伊東幹事 教育庁指導部の伊東です。お世話になります。

教育のお話をいただきました。今、学習指導要領では高等学校のところで、精神疾患ということで、新しく入ってきております。その中で、ギャンブル依存ということで入っております。今、具体的な取組としては、教科書の中で精神疾患のところ、教科書の中で例えば、依存症というところでコラムであったり、そういったところ取り上げられているという状況がございます。

先ほど、学校で、講師がそういったお話ができないかというお話がございました。具体的には学校の要するに、講師を呼んで講演会を行うとかといったところにつきましては、学校のところでの教育課程という、いわゆる学校の教育計画、その中に位置づけてになりますので、各学校ごとに取組といったところになりますので、今現状としては、そういった状況がございます。以上です。

○真田委員長 ありがとうございます。それでは、もうひと方、野口幹事ですか。

○野口幹事 生活文化スポーツ局の野口と申します。私どもでは、ギャンブル依存症に関連してですけれども、必ずしもその全てギャンブル依存症を原因とするというものではありませんけれども、結果として多重債務に陥ってしまった方への支援を行っております。具体的には、資料2の5番、6番、あるいは7番、8番あたりに例示ございますけれども、多重債務に陥った方からの相談を受けて、適切に対応するよう努力をしております。

ます。

具体的には、5番、6番にあります相談体制のところでは、相談員の専門分野別に設けているんですけれども、その一つに金融・多重債務グループというのがございまして、多重債務等に詳しい相談員が育成されるように、研修・研さんを積みながら、日々相談に当たっております。さらには、相談に当たった結果、もう少し専門的なサポートが必要であるというふうに判断した場合は、例えば、弁護士会さんですとか、司法書士会さんですとか、法テラス、そういったより専門性の高い窓口につなぐようにしております。

それから、最近のちょっと特徴的なこと、こちらは既にこの会議の中でデータとしてご提供あったかもしれませんが、多重債務に陥った方の相談の状況を直近見てみますと、20代以下、あるいは30代の方の相談割合が増えてきていると。例えば、40代以上の方は、さほど増えておらず横ばいであるのに対して、30代、20代以下の方からの多重債務の相談割合が増えてきているという状況がございまして。

さらに、20代以下で見てみますと、多重債務に陥った原因の理由として割合が増えているものとして、遊興費、交際費というのがあるんですけれども、ギャンブルというのも入ってきております。若い方の相談割合が増えつつある状況、これは遡って見ますと、直接の因果関係は分かりませんが、令和2年ぐらいから徐々に増えている。若い方の相談ですね。これはちょうどコロナ禍でございました。

それから、直近見てみますと、先ほど申し上げたとおりギャンブルを原因とした多重債務の相談というのが多くなっているということなんで、オンラインカジノ等の影響もあるかもしれません。いずれにしても、こうした原因等の状況を踏まえながら、相談員の専門性も高めつつ、相談体制を取っているという状況でございまして。

○真田委員長 ありがとうございます。

それでは、議題のほうを進めていきたいと思っております。

事務局のほう、続きをよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、資料3から5までについては、通しでご説明させていただきたいと思っております。

まず、資料3の「令和6年度第1回東京都ギャンブル等依存症対策推進委員会における各委員の主な意見について」ですが、こちらの資料は振り返りの意味で、7月30日に開催させていただきました第1回委員会でいただいたご意見の一部をまとめたものとなっております。今回の委員会でも、後ほどご意見を頂戴する時間がございまして、改めて計画改定、事業に必要なご意見を頂戴できればと考えております。

今回は、一部のご意見のみ紹介させていただきます。

議題(1)の、「ギャンブル等依存症の現状について」では、若年層について、ゲーム課金などの問題があり、公営競技とパチンコ以外にも対策が必要である。また、背景として発達障害をはじめとする精神障害をお持ちの方への支援も検討できないか、といったご意見がございました。

議題（２）の「ギャンブル等依存症に係る治療拠点の取組について」では、クオリティが担保された医療機関の確保について、貴重なご意見を頂戴しております。

議題（３）の「ギャンブル等依存症に係る関係団体の取組について」では、オンラインカジノについて、若者への予防を急いで取り組んでほしいというご意見を頂戴しております。広く若者への普及啓発と相談については、課題と認識しておりますので、改めてご意見をいただきたいと思っております。

続きまして、議題（４）の「東京都ギャンブル等依存症対策推進計画の改定について」では、都が牽引して民間団体と事業者、精神保健福祉センター等との間で連携を進めてほしいとのご意見を頂戴しました。また、依存症に対応する行政機関の職員等に必要な研修を受けてもらいたいといったご意見もございました。これについても引き続き必要な研修を実施して、人材育成を進めてまいりたいと考えております。

ほかにも様々なご意見を頂戴しておりますが、後ほどご説明する骨子案や取組案を踏まえまして、またご意見を頂戴したいと考えております。

続きまして、資料４「次期東京都ギャンブル等依存症対策推進計画（骨子案）」について、ご説明させていただきます。

第１回委員会では、資料５「次期東京都ギャンブル等依存症対策推進計画（構成案）」という形でたたき台として、「章立て」「区分」「概要」を示しております。今回は、これを少し進めまして、項目立てに対応する内容を簡単にではございますが、記載してございまして、これを骨子とさせていただきたいと思っております。そして今後、素案の段階で具体的な文章の書き込みをしたものを、またご確認いただきまして、パブリックコメントにつなげてまいりたいと考えております。

パブリックコメント終了後、一般の方々のご意見などを反映した形で公表案を作成し、ご確認いただきまして、それをもって最終版としていきたいと考えております。

まず、「第１章」の部分では、計画改定の趣旨について触れさせていただいて、「第２章」で、都におけるギャンブル等依存症に関する状況等としまして、第１回委員会での資料をお示ししておりますが、都内の状況についてデータをお示しするとともに、先ほどご紹介した国の実態調査の内容にも触れたいと思っております。

「第３章」では、現行計画における事業の実施状況を確認して、その上で、「第４章」以降の記載につなげてまいります。

ここでは、資料２でお示したような取組実績を踏まえた記載を想定しております。これが今回の計画における新規事項となっております。

「第４章」では、依存症対策の方向性として、これまでの「予防教育・普及啓発」「相談・治療・回復支援」「依存症対策の基盤整備」「関係事業者の取組」「多重債務問題等への取組」という大枠について維持した上で、これをベースにした具体的な取組を検討してまいりたいと考えております。

「第５章」では具体的な取組として、まず、継続事業を記載し、それに加えて検

討する事業を記載しております。あくまでも現時点での例示として記載しておりますので、意見交換は資料5を使用させていただきたいと思います。

そして、まとめとして「第6章」「第7章」を記載しております。

続きまして、資料5の「次期東京都ギャンブル等依存症対策推進計画における主な取組（概要）」をご説明させていただきます。

後ほど行っていただく意見交換会は、こちらの資料を中心にご検討いただきたいと思いますと考えております。先ほど申しあげました「予防教育・普及啓発」「相談・資料・回復支援」「依存症対策の基盤整備」「関係事業者の取組」「多重債務問題等への取組」という区分については、維持した状態でこれをベースにしまして対応する形で、「現状」「論点」「今後の方向性（案）」と整理してございます。

「今後の方向性（案）」のところで、既存の取組に加えまして、新規の取組を記載しております。下線部分が論点を踏まえて今後検討すべき新規の取組として記載してございますが、現在、庁内で検討調整中の状態ですので、大変申し訳ございませんが、現時点では具体的な記載は差し控えてございます。具体的な事業については、また、しかるべきタイミングでご説明することを予定しております。

まず、「予防教育・普及啓発」についてご説明いたします。

現状としましては、精神保健福祉センターにおいて、普及啓発を実施するなど、取組を進めておりますが、先ほど資料1の実態調査結果にもございましたが、多くの方が依存症問題で困られた場合に、自らホームページを検索するなど、情報収集を行っている状況が分かります。このような状況を受けまして、本人や家族にとって必要な情報を集約し、適切な支援につなげるための効果的な情報発信を論点として整理しまして、これに対応する今後の方向性の案としまして、「情報の一元化、アクセス向上による効果的な普及啓発の実施」と記載させていただいております。

少しでも依存症に関する情報につながりやすい体制の構築を図っていければと考えております。

オンラインによるギャンブルが増加傾向にあることや、依存症で困っている若者が相当数いらっしゃるということもあって、普及啓発などに当たっても、インターネットなどを活用して、若者を含め訴求していくことが必要であると認識しております。

続きまして、「相談・治療・回復支援」についてですが、現状としましては、地域の関係機関において、依存症やギャンブル等依存症に関連する分野の相談支援等の実施や、依存症専門医療機関等の選定を行っております。

これに対して、先ほども申しあげましたが、増加傾向にある若者に対する相談体制の整備など、これを論点として整理しております。これに対応する今後の方向性の案としましては、「相談から治療・回復支援の各プロセスにおける機能強化」と記載してございます。これはこれまで電話相談につながりにくかった若者をはじめとする層に、選択肢を増やすような取組を行い、より多くの方を「相談・治療・回復支援」につなげられ

るような体制を確保していきたいと考えております。

また、相談機会を増やすような取組も実施できればと考えております。

次に、「専門医療機関等の追加選定等」についてでございますが、先ほども触れさせていただきましたが、第1回委員会においても、クオリティを担保した専門医療機関の確保が必要であるというご意見も頂戴しておりますので、引き続き専門医療機関を増やすような取組を進めてまいりたいと考えております。

続いて、「依存症対策の基盤整備」についてでございますが、現状としてはセンターにおいて関係機関職員への研修、地域の連携会議を実施しているということを記載しております。先ほどの「相談・治療・回復支援」とも重なる部分があるかと思うのですが、相談機関や治療拠点を実施しています研修などの人材育成や、連携会議などの情報共有の取組を、こちらに記載するように整理しております。

これに対して、地域における支援ネットワークの充実強化、相談治療等を担う人材の育成を論点として整理してございます。これに対応しまして、「情報共有や事例検討などを通じた地域連携の充実」を新規事項として記載しており、これまでの取組を拡充していきたいと考えております。

「関係事業者の取組」につきましては、基本的に公営競技やパチンコの事業者の取組を記載してございますが、都としても関係事業者と連携した取組を行ってまいりたいと考えており、「関係団体との連携促進等」を事項として記載しております。どのような連携が可能かについては今後、各団体とご相談させていただきたいと考えております。

最後に、「多重債務問題等への取組」につきましては、これまでも関係機関による多重債務相談や違法賭博の取締りなどを進めております。その中でオンラインカジノに関する広報を進めてきており、取締りと合わせて引き続き対応する必要があると認識しております。

また、「多重債務問題等の情報発信」を新規に記載しておりますが、最初の「予防教育・普及啓発」と重なる部分もございまして、インターネットなどを通じまして、必要な情報発信を行ってまいりたいと考えております。

以上、ご説明しましたとおり、各区分については、必要な取組を計画に記載するとともに、今後、庁内での内部調整を経まして、計画期間に事業を進めてまいりたいと考えております。

また、来年度以降実施可能な状態になりましたら、関係団体の皆様とも連携して、取組の充実を図ってまいりたいと考えております。

ご説明は、以上となります。よろしくお願いたします。

○真田委員長 ありがとうございます。

それでは、今、資料5ですかね。5を中心にとということですので、この後、意見交換に移りたいと思いますが、この資料5の区分ごとに進めていきたいというふうに思います。

まず、区分の一番上です。一つ目、「予防教育・普及啓発」について、こちらに関して、先ほど学習要項の話や、学習現場でのお話等ありましたが、こちらに関してご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○橋本幹事 よろしいでしょうか。ちょっと補足ですけど、こちらはやはり、まず、早期発見、そこから相談、その次の相談プロセス入っていくために、必要な情報の提供と、それから理解の促進という点から、これがやはり、啓発、依存症対策の入り口になるだろうと思っています。当然課題になってまいりますのは、どこにアクセスすれば分かるのかということと、それからアクセス数が集まってくるような情報の集約の仕方、効果的な集約の仕方はどういうものがあるのかということところが大きな鍵になると思いますし、そういった方向性から具体的な施策を今後詰めていきたいと思っています。

ですから、これ以降、全てですけれども、この方向性を想定した場合にどういう具体的な取組が有効かということのご提案を、ぜひ皆様からいただければと考えております。よろしくをお願いします。

○真田委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

森委員、よろしくお願いたします。

○森委員 先ほどと同じ意見になってしまうんですが、この予防教育のところの論点のところ、指導に当たる教員の養成ということも含めて書いていただいているんですけど、都立については、東京都さんのほうで教育庁もついてということあると思うんですけど、私立の学校においてもやっぱりそういった教育ということを充実させていくということについての働きかけも必要かなというふうには思っているところです。

○真田委員長 ありがとうございます。

ほかは、ご意見ありますでしょうか。

田中委員、よろしくをお願いします。

○田中委員 そもそも論なんですけど、この今回の新しい計画案に、東京都は予算というのはどのぐらいつける予定なんです。広報とか、いろんな人たちにも広められるようにしたいということだと思うんですけど、それは予算規模によってやり方が全く変わってくると思うんですけど。

○橋本幹事 現時点では、まだ、必ずしも決まっていないというところと、それから、こうした議論を皆さんの意見を踏まえながら、施策をつくってこれから行くところですので、今いただくご意見としては、そういう前提でお話しいただければと思っています。

○田中委員 この意見で、例えば、テレビCM出したらいんじゃないのとか、テレビはちょっと若者は見ないということで、いまいちかと思えますけど、例えば、何か、こういうことやったら、こういうことやったらということを出して、この意見を踏まえて皆さんが予算取りに奔走してくださるという形なんです。

○橋本幹事 ええ。

○田中委員 もう予算の時期終わっちゃっていますよね。

○橋本幹事 いやいや、今まだ途中というところですので、予算編成までのプロセス、いろいろ段階がありますので、今ここでお話いただいたことが全て実現するということでは決してございません。それは明確に申し上げなければいけませんけど、そうはいつても、今、この時点で、予算の制約があるからそんなことできないんじゃないかというふうになってしまうと議論になりませんので、ここは私たち頑張りますけども、一旦はそういう、予算その他、要するにお金だけじゃないんですけど、制約なしにどういう啓発が有効かということ、率直にご意見いただきたいというふうに思っています。その後、私たちにお任せいただく面があるかもしれませんけども、一旦はそういった形でお考えいただきたいと思います。

○真田委員長 よろしいでしょうか。

ほかの委員からはありますでしょうか。大丈夫ですか。

○橋本幹事 ちょっと私からいいですか。

田所委員にした先ほどの話の続きなんですけど、依存症の疑いのことを知ってから、相談に至るまでの期間が非常に長いというところから、やはり、勇気がないというお話もありましたけど、どこに相談していいか分からないという声は恐らくあるんだと思うのです。そういった場合に、どういう場所とか、タイミングとか、どういう形で啓発情報を出していけば、困っている方々につながりやすいという感覚で結構なんですけど、ご意見あればお願いします。

○田所委員 厚労省とか東京都とかのホームページを私たちは見ないので、やっぱり一般に、一般大衆に向けてですよね。そうすると、少しやっぱりお金もかかりますよね。今、テレビは今どきの人は見ない、若者は見ないという話出ましたけども、電車の中でもスマホばかり見ていますものね。やっぱりスマホから発信する啓発ですかね。

○橋本課長 つまり要するに、インターネット上の。

○田所委員 インターネットですね。

○橋本課長 情報ということですよ。一番そこが日常的に、スマホは毎日自分で持っているいろいろ調べているときに入りやすいというのが。

○田所委員 何か、公共のところは具体的に、ギャンブル依存症問題を考える会に相談するようにとか、家族の会に相談するようにということとは言えないんですかね。言えないんですか。公共のところ、保健所とか、センターなんかは、具体的に名前を言えない。

○橋本幹事 いや、そんなことはない。

○田所委員 そんなことはないんですか。分かりました。じゃあ、やっぱりセンターなんかそういう私たちの会の資料を置いていただくということは可能なんですよね。

○井上副委員長 井上です。既に置いております。

○田所委員 ああ、置いてくださっている。ありがとうございます。相談に行けないんですから、行けない人たちのためには、やっぱりインターネット、SNSですね、そういうことを一般の方に見ていただくという。

私たち中高年の親の立場ですと、やっぱり新聞を見たり、テレビを見る機会も多々ありますので、啓発週間のときに新聞の記事が少し小さいんですけども、年に1回見る、私、目にしますけれども、もう少し具体的に、依存症啓発週間ですということじゃなくて、借金の問題をじゃあ、具体的に相談してくださいとか、ヤミ金の場合はこうですと、具体的にテレビとか、新聞とか、駅、競馬なんかすごい東京駅のほうにすごい年末なんかすごく出ていますよね。駅なんかに。それに対抗してできないですか。

○橋本委員 単に啓発週間いつですよということを使うだけでは、ほとんどあまり意味がなくて、その啓発中からじゃあ、具体的にここで相談会ありますよとか、そういうふうには言わないとあまり行動につながっていかないということですかね。

○田所委員 はい。やっぱり、少し啓発という教育を受けていたら、やっぱり現実にそういう子どもの借金が分かったというときに、あのときあそこでああいうふう聞いたなとか、新聞で見たなとか、少し予備知識があるとまた違うと思うんですよね。

○橋本幹事 ありがとうございます。

○真田委員長 ありがとうございます。今、SNSの話が出たので、僕から1個、ちょっとこれ確認したいんですけど、資料2の多重債務の41のところにSNSの話がちょっと出ているんですけど、ここに書いてあるのはXが出ているんですけど、僕たちもよく若い人から言われるんですけど、SNSの発信方法で、Xよりもインスタとかのほうが若い人は見ているとかという話をよく聞くんですけど、これは、この発信方法というか、この媒体X以外とか、それはどうなっているのかをちょっと、これを見て思ったんですけど、誰か分かりますか。

○小原幹事 警視庁の小原でございます。こちらに記載のある41番のXの配信についてなんですけれども、このXのアカウントは、警視庁の生活安全部のほうでアカウントを持っておりまして、そちらの広報ツールを活用して、ギャンブル依存に関する周知啓発というのをやっているところでありまして、警視庁全体として、例えば、インスタですとか、そういったところの媒体は活用されていないというのが現状です。

○真田委員長 ありがとうございます。

東京都とかというのは、何かあるんですか。

○事務局 東京都全体としては、一応、一通りの媒体を使えるようになっているんですけども、当課のほうで、例えば啓発週間のときなどにSNSを活用して広報するようにしているんですけども、そのときはLINEを使わせていただいています。ギャンブルではないんですけど、近くアルコール週間になるので、アルコール週間の発信を近くLINEとする予定です。以上です。

○真田委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、資料5の次「相談・治療・回復支援」について、こちらについてご意見を伺えればと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

森委員のほうからお願いします。

○森委員 ちょっと気づいたことだけ、1点だけ。参考資料6に、国の調査結果の詳細が載ってまして、先ほどから相談に来るまでが2.9年、3.5年という数字が紹介されているんですけど、こちらの図表10を見ると、半数以上の方が1年未満で相談しているという数字も出てまして、やはりすごくつながりやすい人と、すごくつながりにくい人がいて、つながりにくい人がどういうことなのかなということもきちんと見ていく必要があるかなと思いました。以上です。

○真田委員長 ありがとうございます。

森野委員、お願いします。

○森野委員 相談から治療・回復支援の各プロセスにおける機能強化というふうに書いてありますけど、やっぱりもう少し具体的に検討したほうがいいこともあるかなと思います。東京都ではいろいろな相談窓口を持っていると思うんですけども、精神保健福祉センターの相談窓口だけではなく、例えば、LINEだと「相談ほっとLINE@東京」というので、教育相談とか、若者総合相談とか、窓口が分かれていますけれども、私ちょっといろいろ関わっているので、実際には、ギャンブル要素に関する相談も結構来るんですね。個々の相談員が、全員が専門医療機関のこととか、窓口とか、分かっているかというところではないので、スーパーバイズなどで適切に誘導することもあるんですけども、やっぱり漏れることがある。

それから、東京都若者総合相談、「若ナビα」というところは、面接とLINEとメール相談があって、これもまた、結構、ギャンブル依存症が背景の相談が来て、私も時々スーパーバイズとかしているんですけども、こういうふうに必ずしも依存症ではないところにも、悩み事の相談で、自分の問題の本質とか重要なものが、ギャンブル依存症と思わずに来る人結構いるので、そういったときに、ギャンブル依存症が一つのポイントだな。じゃあ、それについてはということ、今出ているような関係機関にちゃんとつなげるような仕組み、東京都だったらできるはずなので、東京都のいろいろな窓口で、ギャンブル依存症の相談については、基本的にはこういう知識を持ってこうしてもらいたいという辺りのことはしっかり押さえて、連携強化みたいなことは一つあり得るかなと思いました。

○橋本幹事 ありがとうございます。ご指摘のように、この相談の窓口は、電話相談なんかも我々、センターと、それから夜間の委託とかもやっていますし、その他おっしゃるようなオンライン相談、自殺なんかもあるんですけど、この相談の上で、議論でよく出てくるんですけど、いろんな相談を受けるその窓口というか、間口は広げつつもそこからいかにハイリスクの方を抽出していくかというところ、そこのプロセスは非常に難しいなという議論はよくしているんですけども。井上委員に今ちょっと急にお聞きしますが、いろんな相談の中から特に重要な相談といいますか、そこに結びつけるような実際のセンターの運営をどのようにされているのかというのを少しご紹介いただけますか。

○井上副委員長 冒頭、ご紹介のときにもちょっと触れさせていただいたところなんです

が、私どものセンターは、まずファーストアクセスとしては、電話相談から始まるという体裁になっております。例えば、パニック障害等の症状が明白であり、ご自身も医療機関の紹介さえしてくれればよいというような事案においては、最寄りの医療機関を医療機関名簿から探索して明示して、オープンエンドで終わってしまうという事例も少なからずあるんですが、依存症、ギャンブル問題であるだとか、アルコール、薬物、あるいは思春期の特異な心身発達面の障害があるといったようなことが伺われるような事案については、ちょっと医療機関を紹介して終わるといったようなことでもないという場合が多いので、そういった場合においては、実際うちのセンターに来ていただいて、専門の相談員が、インテークをして対応するということになります。

とりわけ薬物でもギャンブルでも、そういうインテークをした内容によって、方針決定に際しては、例えば、専門医療機関の先生など、いろいろな有識者の方々のレビューも受けまして、方針決定をし、それによって当事者のグループにつなげたりだとか、あるいは先行してご家族が相談に来られているならば、家族教室というところにつなげて、知識の定着を図り、それがもって本人の依存症状態であるという気づきにつながるべく、どういうアプローチが必要なのかなということを共に検討していき、場合によっては多重債務というような問題も背景にあるという場合においては司法書士の先生であるとか、うちの囑託でお願いしている弁護士の先生と相談していただきながら、その辺の解決を進めていくというような形を取っております。

ということで、依存症と思春期問題については、そういう背景事情がかなり複雑な状況があるので、一般相談ではなくて特定の相談という別の枠組みとして対応を図っているという状況でございます。

○真田委員長 ありがとうございます。

田中委員、お願いします。

○田中委員 相談機関といっても、今いろいろな方々のお話を聞いていて、もうスピード感が全くうちとは違うんだなというのが実感としてあります。私たちの場合は、今もうODをしてしまいましたけど、どうしたらいいでしょうとか、本当にせっぱ詰まった案件があって、予約の電話を取り直すとか、そういうような次元じゃないというか、今すぐ何とかしなきゃいけないという問題が、民間団体としてやる役割の大きな一つではないかなというふうに感じました。

本当に何度も言いますが、今、本当に若者たちは、ギャンブルによって闇バイト、これで人生を失う人たちが物すごく増えているんです。もう今、私たち相談会を開催すれば、3割は闇バイトの相談だという、もう非常事態なんです。私たちの大きな特徴としては、本当にせっぱ詰まって10円とか、100円とかしかお金がなくてどうしたらいい、4日食べていないとか、もうそんな状態の相談が本当に来るんです。その人たちに実際問題、小銭をあげちゃうという支援をやっているんですよ。1,000円を渡すとか、場合によっては、もう給料日に全部使ってしまったみたいなことがあれば、2,

000円、3,000円のお金を渡してやるというようなことがあるんです。なので、そういった支援の在り方みたいなのも、相談支援の在り方ももう、ほかとは全く違うので、そういったところもちゃんと分かるようにやってほしいなということと、何ていうのかな、本当に温度感がこの会議に出ていたら、もう全く違うなというのが、もう実感なんですよ。なので、やっぱり民間団体のこういうやっていることの相談というのが、いろんなところにちゃんと載せてほしいし、そして、あと何度も言いますが、警察のほうに家族から相談があったら、家族会とかを案内してほしいですし、あと今、私たちの事例で驚くべきことで、ここから来るのかと思うのは、金融機関なんです。金融機関が親に頼まれて、親が慌てて200万円、300万円戻ししようとして下ろそうとすると、金融機関が今、オレオレ詐欺のチェックをするので、これ何のお金なんですかというふうに聞いてくるんです。そこで、息子のギャンブルの借金でというと、日本郵政なんか、日本郵政は我々と連携して研修とかやってくれているんですけど、そうするとそれギャンブル依存症かもしれないから、振り込む前に家族会に行ったほうがいいですよみたいなことを言って、つながってきて無駄の戻しをしないみたいな案件が出ているんです。

なので、私は、相談の連携としては、まず警察、もうこれは絶対マストです。今、私たちが一番お願いしたのは警察との連携、それと、あとは金融機関とか、そういったところに、これギャンブルの借金じゃありませんか、みたいなものを、パンフを東京都で作って置いてもらうみたいなことができないかなというふうに思います。

○真田委員長 ありがとうございます。

田中委員、今の金融機関の話がありましたけど、これ日本郵政は、民間のつながりというのがあるということなんですか。

○田中委員 そうです。そうです。東京と九州の日本郵政は、我々を呼んで、研修をやってくださったり、そういうようなことで連携をやっていて、ギャンブル依存症のことを度々取り上げてくださっているんです。それで結構、多分社員さんに知識のある方がいらっしゃるんじゃないかなというふうに思っています。それで、そんなふうに案内してくださって、我々のところにつながって、ということがあります。

○真田委員長 ありがとうございます。

ほかの委員からは何か、ご意見ありますでしょうか。

それでは、「依存症対策の基盤整備」に関しての、皆さんからのご意見を伺いたいと思いますが、こちらに関してはいかがでしょうか。

特にございませんか。

それでは、お願いします。

○橋本幹事 ここは、実際に今、医療連携を主体的に進めていただいているのは、当然拠点病院一つですので、烏山病院ということになります。前にも真田委員長ともお話もさせていただきました。やはり地域のクリニックとの連携と、取組をどう促すかみたいな

ところが課題だということもおっしゃっていたこともありますので、委員長にその現状と、どういった課題があるのかということを紹介いただければと思うんですけど。

○真田委員長 ありがとうございます。烏山の取組としては、ここにあります事例検討とかというのは、もうこれはもちろんこれは烏山に限らず、多分、民間団体の先ほどの田中委員とかもおっしゃっていましたが、いろんなところでやられてはいるんですけど、なかなかこれが専門医療機関として、もしくはクリニックレベルですかね、広がっていないというのが実情じゃないかと思います。

烏山としては、こういう検討会に加えてというか、それだけではなくて、病院見学会というのをもう少しやっていこうかなと思ってしまして、先日、たまたま依存症の学会が東京でありましたので、そこに合わせて、烏山病院の見学会というのを開いて、2日間で最初の日には100名近く、次の日も100名には届かなかったですけども、2日間で200名近い人が、夕方の結構遅い時間でしたけど、わざわざ烏山に来られていましたので、皆さんそういう学会に来られるので、もちろんある程度そういう関心がある方が多いとは思いますが、医療者のみならず、弁護士さんも含めて多くの方が来られていますので、そういった取組も、ちょっと今後もう少しやっていきたいなというふうには考えています。

こちらに関してはいかがでしょうか。ほかはご意見ありませんかね。

田中委員、お願いします。

○田中委員 すみません。補足ですけども、今の昭和大学烏山病院の取組は、本当にすごい。もう、あれによって、どれだけの人が命を救われたか分からないというぐらい、本当に一病院レベルでこんなにやってくれるのという、本当にすごい取組なので、昭和の取組を1回この会議でやってもらうとか、あとは昭和の取組を本当に東京都内の精神科の入院を受けている、入院治療をやっている精神科病院で、その研修をやってもらうということ、もうちょっと積極的にやっていただけないかなというふうに思います。

あの昭和並みの取組が、日本中でできたら、ギャンブル依存症は本当にものすごい助かると思います。

○真田委員長 ありがとうございます。

○橋本幹事 ありがとうございます。今度、別の枠組みの事業で医師会さんと連携している研修があるんですけども、それは一般のクリニック等の連携という事業の中で、烏山の常岡先生にまた依存症の講義をお願いしたりということもしています。

今、いかんせん烏山のみの拠点ということですけども、今後、当然その基盤整備という意味では、全部烏山病院にずっと見ていただくというわけには、これはもちろんいきませんので、この基盤をしっかりと固めていくという意味では、研修で個々の職員の育成、それから地域によっては、メインとしてつくっていくという取組、これは非常に重要だと思っておりますので、計画の中でしっかりと書き込んでいきたいと思っております。

以上です。

○真田委員長 ありがとうございます。

それでは、次のところに行きたいと思います。「関係事業者の取組」、こちらに関しては、皆さん、ご意見いかがでしょうか。

○橋本幹事 こちらは主に事業者さん、公営競技の事業者さんの皆様との連携、いわゆる民間支援団体の皆様との連携を、前回も、今回の計画もそうですけども、しっかり書いていきたいと思っておりますが、とりわけ関係事業者の取組について、これも基本法にも明記をされているところがございますので、今日この場で深い議論というのは時間の関係もありますけれども、できないと思っておりますが、計画策定までには少しまた議論させていただいて、次の計画でどんなふうに行けるかということは、ちょっとご相談をさせていただきたいと思っております。

○真田委員長 山中委員のほうからお願いします。

○山中委員 1点だけ確認なんですけど、こちらの表、記載されている今後の方向性の中で、場外発売場への入場制限というような表現があるんですが、ここで場外発売所というのを特記したという、何か、理由とかあるのですか。

○橋本幹事 基本的にこちらのデータは、東京都の取組をベースに書かせていただいているんですけども、一応、项目的に関係事業者の取組ということで、項目出しさせていただいているので、公営競技等に共通する事項ということになると、今、一般的に言われている既存の事業だと、こういった入場制限やインターネットにおける投票制限というような認識でしたので、そういった意味で書かせていただいています。

一般的には、各事業者さんが行っているというレベルで。

○山中委員 場外発売所というのが、ここに特出しでなっていたので、何か課題があったのかなと思って確認させていただきました。

○橋本幹事 この記載は例示でございます。今、ボートレースの山中委員の発言でしたけども、こういった形で具体的に、どこまで整理できるかということは、引き続き皆様と議論していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○真田委員長 ありがとうございます。

こちらに関しては、ほかは大丈夫でしょうか。

それでは、資料5の最後になりますが、「多重債務問題等への取組」になります。

田中委員。前の区分のところでしょうか。

○田中委員 すみません。小島委員に質問なんですけれども、最近、オンラインカジノ、違法のオンラインカジノの中に、例えば、有名なCR花の慶次とか、ああいうパチンコのロットなんですかね。ああいうのが、物すごくオンラインカジノの中に入ってきているんですよ。あれは、違法業者が勝手にやっているということなんですか。何か業界団体で、そういうことをきちんと、そういう違法なオンラインカジノに何か、もしそういう協力しているようなメーカーみたいなものがあるんだったら、きちんとそういう何か処罰するとか、何かそういった取組をされているかなというところをちょっと教え

ていただきたいんですが。

- 小島委員 ありがとうございます。それはもう全く違法な業者が、勝手に商標を使ってやっている行為だと思います。

それから、先ほど来、依存対策の啓蒙ということですが、警視庁から、ヤミカジノに対しての注意喚起のポスターが都内600軒のパチンコ店に配布されトイレに掲示しています。やはり日常的にギャンブルに近い方が、我々のパチンコは許可営業で適度な射幸性の範囲ということで楽しんでいただいていますけども、違法なカジノですとか、それからまた闇バイトなど近いところから、情報に行く若い方もいらっしゃるの、やはりそれは一番、目に触れるトイレに掲示する、それをやっております。

それから、先ほど来、そういった保健所・精神保健福祉センターの紹介、そのつながり方ということも、パンフレットを置いてありますし、それから何といたっても、我々リカバリーサポートという電話相談も業界独自でもっていてそういった若い人たちが違法カジノですとか、あるいは闇バイト、こういったようなものにつながりにくくする、そういった一つの役割というのですかね、そういうものを表示してやっています。

以上です。

- 田中委員 ありがとうございます。よろしくをお願いします。

- 真田委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、最後の「多重債務問題等への取組」について、ご意見を伺えればと思います。こちらはいかがでしょうか、

- 橋本幹事 こちらはまさに、今回の幹事でお越しいただいております、警視庁以下、特に行政側の各局の取組というところを中心に書かせていただくようなところだと思っています。記載のとおり、やはりオンラインカジノのこの取締りの問題ですとか、少しそれぞれの領域の中で進めていただく、あるいは新たにその計画策定に際して、次の取組をまた考えていただくというところになるかと思っておりますので、こちらも今日、この場で議論ができなくとも、新たな状況に対しての有効な取組ということで、引き続き検討をお願いしていきたいと思っております。

- 田中委員 すみません。一つ言っていていいですか。

- 真田委員長 田中委員、お願いします。

- 田中委員 多重債務問題なんですけれども、東京都だけは司法書士が破産を申し立てたときには、余計にお金がかかるんです。ほかの都道府県にはないことなんです。それは。司法書士の人たちが申し立てると、場合によっては50万円近く余計なお金がかかるんです。だから、多重債務問題に関して、ギャンブルの多重債務問題は、東京都の人に関しては、弁護士に相談に行けというふうには言っているんです。そうしないと、司法書士の方が、任意債務だったら別に大したことないんですけれども、これは絶対破産案件だよというような案件なのに、無理な和解をしてしまうパターンとか、あと司法書士の方がそのまま破産を申し立てすると、物すごいお金がかかるんで、それを知らないという

ケースがすごく多いので、また、相談者のほうも司法書士と弁護士の区別がついていないんですよ。これ東京都だけの取組なので、今日弁護士先生お休みで、大変残念ですけども、その辺のことをきちんと相談業務につく人間に周知していただきたいと思えます。

○真田委員長 田中委員、ありがとうございました。

ほかの委員からは、この最後までに関してはいかがでしょうか。ありませんか、ご意見。それでは、ないようであれば、次に移りたいと思えます。

その他ですかね。事務局のほうからお願いします。

○事務局 次回につきましては、パブリックコメントを行う関係で、1月中旬までには開催したいと考えております。その際に、具体的な計画内容を記載した素案をご覧ください、ご意見を頂戴する予定でおります。国の計画について議論の方向性等が出ましたら、また情報共有させていただく予定でございます。

本日の議事については、記録作成後、各委員にご確認いただく予定でおります。引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

○真田委員長 ありがとうございました。

本日は、皆さんから多くのご意見をいただきましたので、またこのご意見を踏まえて、計画案の策定や事業の準備を事務局と進めていきたいというふうに思っております。

本日予定されている議事は以上になりますが、皆さんのほうから最後、何かご発言のほうありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事については以上といたします。

事務局に進行を戻します。

○事務局 ありがとうございます。本日も熱心なご議論ありがとうございました。

本事業につきましては、引き続き取組を進めていきたいと存じておりますので、皆様のご協力を賜れば幸いです。

それでは、以上をもちまして、本日の会議は終了とさせていただきます。本日は、お忙しい中ご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

午前11時57分 閉会